

入学料免除・徴収猶予申請必要書類チェックリスト

入学料免除・徴収猶予申請必要書類一覧に掲げる書類のうち、必要な書類を確認するためのチェックリストです。複数項目に該当する場合は、該当する項目の必要書類(マイナンバーが記載されていないもの)をすべて提出してください。

★「入学料免除・徴収猶予申請書」、「家庭調書」、「提出書類確認票」、「所得証明書」の4点は、申請者全員が提出する書類です

所得証明書に加えてこれらの書類が必要です
(どちらかを提出ということではありません)

【1】家族構成

給与収入者	前年1月1日以前から現在の職に就いている人	II-1 令和5年分源泉徴収票の写	令和6年度所得証明書(令和5年分)
	前年1月2日以降に就職・転職した人	II-1 給与支払(見込)証明書	
年金受給者		II-2 令和5年分公的年金等の源泉徴収票の写	
自営業者	令和5年以前から継続して所得がある人	II-3 令和5年分確定申告書の写又は 令和6年度市民税・県民税申告書の写	
	令和6年以降に開業・起業した人	II-3 収支内訳(見込)申告書	
給与収入者で年金受給者, 給与収入者で自営業者等 複数兼ねている人		II-1, II-2, II-3など該当する書類	
内職をしている人		II-4 内職で得た収入の証明書	
無職の人 (60歳以上の老齢年金受給者を除く)	失業保険を受給している人	III-7 雇用保険受給資格者証の写	
	障害年金・遺族年金を受けている人	II-2 年金振込通知書 並びに III-7 無職申立書及び健康保険証の写	
令和5年10月以降に臨時所得(退職金等)のあった人	上記以外で無職の人	III-7 無職申立書及び健康保険証の写	
		II-5 臨時所得が確認できる書類の写	

就学者及び未就学児 (※)印は、就学者に含めませんので、家庭調書では「就学者を除く家族」欄に記入してください。	在学 国立の大学・高専	III-6 授業料免除証明書
	学校 公・私立の大学・高専・専修学校	III-6 在学証明書
	種類 予備校・農業大学校・防衛大学校等(※)	III-6 在学証明書
	小・中・高校	証明書類不要
	小学校入学前の乳幼児(※)	証明書類不要

申請者本人	令和6年10月現在の平均月収	8万円以上	勤務開始時期に応じて II-1 令和5年分源泉徴収票の写又は給与支払(見込)証明書 ※所得証明書は不要
		8万円未満又は無収入	証明書類不要

【2】家族構成の補足・・・該当する人だけ提出してください

母子・父子家庭 の証明	母子・父子家庭	母又は父の源泉徴収票・確定申告書・所得証明書等に寡婦(夫)控除又はひとり親控除の記載がある場合	母子・父子家庭証明書は不要
		遺族年金を受給している場合(死別のみ)	II-2 遺族年金の振込通知書等の写
		児童扶養手当を受給している場合	III-11 児童扶養手当証書の写
		母子又は父子家庭であることが他の証明書類で確認できない場合	III-11 母子・父子家庭証明書又は戸籍全部事項証明書

主たる家計支持者が無職又は世帯収入が100万円未満の場合	III-9 経済生活状況申告書(日本人学生用)
------------------------------	-------------------------

障害者のいる世帯	障害者	障害者手帳を持っている人	III-12 障害者手帳の写
	証害	障害者年金を受給している人	II-2 障害年金振込通知書の写
	明者	介護保険「要介護5」の認定を受けた人	III-12 介護保険被保険者証(要介護5)の写
	の	上記以外の人	III-12 医師等の診断書

令和6年10月時点で6ヶ月以上にわたり療養中の 人又は療養を必要とする人がいる場合	III-13 医師等の診断書及び直近1ヶ月分の医療費の領収書の写
--	----------------------------------

主たる家計支持者が単身赴任等で別居中の場合	III-14 直近1ヶ月分の電気・ガス・水道代, 住居費の領収書の写
-----------------------	------------------------------------

生活保護を受けている場合	III-10 保護決定(変更)通知書の写
--------------	----------------------

過去1年以内に火災・風水害・盗難等の被害に 遭い, 長期(3年)にわたり収入が減少したり, 支出が増大すると見込まれる場合	III-15又はIII-16 「罹災証明書」及び罹災額が確認できる書類の写又は 「盗難届出証明書」及び被害額が確認できる書類の写
---	--

令和5年10月以降に主たる家計支持者が死亡 した場合	III-17 死亡診断書 並びに II-5 死亡保険金支払額証明書 及び退職金支給額証明書(該当がある場合)
-------------------------------	---